

松江市告示第131号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金の徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

松江市長 上 定 昭 仁



- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
名称 株式会社さんびる
住所又は事務所の所在地 島根県松江市乃白町薬師前3-3

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金の徴収に関する事務に係る歳入
松江歴史館観覧料
松江ホーランエンヤ伝承館入館料
松江歴史館使用料

- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和8年4月1日

- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和8年4月1日